

販売従事登録についてよくある問い合わせ

令和8年8月現在

【申請書提出先について】

1 登録販売者試験は兵庫県以外で合格したのですが、兵庫県内の店舗等に勤めている場合、兵庫県で登録する必要がありますか。

A 勤務先が兵庫県内の方については、兵庫県で登録となりますので、申請書を店舗等の所在地を管轄する受付機関に提出してください。
一方で、勤務先が兵庫県外の方は、兵庫県ではなく、勤務先を管轄する都道府県で登録手続きを行ってください。

2 登録販売者の販売従事登録は、申請書の提出先として店舗等の所在地を管轄する受付機関とありますが、兵庫県内の別の受付機関に提出しても構いませんか。

A 原則申請書の提出先は「店舗等の所在地を管轄する受付機関」ですが、兵庫県内の別の受付機関に提出しても構いません。ただし、後日交付する「販売従事登録証」は、申請書を提出した受付機関で渡すこととなりますのでご注意ください。

3 登録販売者の販売従事登録は、申請書の提出先として店舗等の所在地を管轄する受付機関とありますが、店舗のない配置販売業者はどこに提出すれば良いですか。

A 販売従事登録を行う配置販売業者の所在地を管轄する受付機関に提出してください。ただし、兵庫県に申請する場合は、上記2のとおり、兵庫県内の別の受付機関に提出することもできますが、後日交付する「販売従事登録証」は、申請書を提出した受付機関で渡すこととなりますのでご注意ください。 なお、兵庫県の許可を有していない配置販売業に従事する方の販売従事登録は兵庫県ではできませんので、ご注意ください。

【申請書について】

4 現在、医薬品を販売する店舗等で働いていませんが、申請できますか。

A 申請時に店舗等で医薬品の販売に従事していない方は、販売従事登録の申請はできません。
なお、店舗等で勤める際に申請することとなるため、それまで合格通知書は大切に保管しておいてください。

5 合格通知書の原本を紛失している場合は、どうすれば良いですか。

A 平成31年4月以降、兵庫県では登録販売試験に関する業務を行っていません。兵庫県が行った試験の合格通知書の原本を紛失している場合には関西広域連合 資格試験・免許課（06-4803-5669）にお問い合わせください。[（資格試験・免許等／関西広域連合）](#)
他都道府県における合格者の場合は、他都道府県で再発行された合格通知書又は合格証明書を添付の上、申請してください。

6 販売従事登録申請書の生年月日の記載は、西暦でも構いませんか。

A 原則、和暦表示をお願いします。ただし、特別な事情（外国籍等）がある場合は、西暦で表示しても構いません。
なお、特別な事情（外国籍等）により、申請書の生年月日を西暦で記載した場合には、販売従事登録証の生年月日を西暦で作成します。

7 外国人の場合、本籍地都道府県名はどう記載したら良いですか。

A 国名を記載してください。

8 登録販売者試験の受験票、合格通知書は、JIS第2水準までの漢字で記載されていますが、販売従事登録の申請書は戸籍どおりに記載することとなっているため、戸籍どおりに記載した場合、字体が異なることとなりますが構いませんか。

A 販売従事登録の申請書には、添付する戸籍と同じ字体で記載してください。

9 販売従事登録申請時の本籍地又は氏名が、合格通知書に記載された内容と異なる場合は、どのようにすればよいですか。

A 合格通知書記載の本籍又は氏名に変更等がある場合は戸籍謄本又は戸籍抄本を添付してください。（住民票の写し等は不可。）

登録販売者試験受験申込時の記載ミスにより合格通知書記載の本籍に変更等がある場合にも、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付のうえ、その旨を備考欄に記載してください。

10 販売従事登録証に旧姓を併記したいのですが、どうすればよいですか。

A 販売従事登録時に旧姓の併記を希望する場合には、申請者の氏名欄に「〇〇（△△） 〇〇」（△△が旧姓）と旧姓をカッコ書きで記載し、備考欄に「旧姓併記」と記載してください。

また、旧姓を使用していたことがわかる戸籍謄本又は戸籍抄本を添付してください。ただし、現在の戸籍に記載されている事項だけでは確認できない場合は従前戸籍の謄本又は従前戸籍の抄本も添付してください。

なお、直近の旧姓でない旧姓の使用も可能ですが、併記できる旧姓は1つです。

【収入証紙について】

11 兵庫県の収入証紙はどこで購入できますか。

A 兵庫県内の主要な金融機関等で購入できます。
詳細は、県HP「[兵庫県／収入証紙](#)」をご覧ください。

12 収入証紙以外の納付方法はありますか。

A 県HP「[兵庫県／登録販売者の販売従事登録について](#)」の4. 納付方法をご覧ください。

【雇用（使用）関係証明書について】

13 雇用（使用）関係を証する書類は、廃止新規等で営業者名が変更している場合は、新しい書類が必要ですか。

A 廃止新規等で営業者名が変更されている場合は旧名義の雇用（使用）関係を証する書類は使用できません。現在従事している店舗等の店舗所在地や営業者名の「雇用（使用）関係を証する書類」が必要となります。

14 雇用（使用）関係を証する書類は、古い日付のものでも構いませんか。

A 現在従事している店舗等であれば、有効期限は設けていませんので古い日付でも構いません。

15 雇用（使用）関係を証する書類の様式は、兵庫県の様式以外の他府県や会社の様式でも構いませんか。

A 内容が同一であれば構いません。

16 雇用（使用）関係を証する書類は、雇用契約書でも構いませんか。

A 構いません。雇用契約書の写しを用意し、申請窓口で原本の照合を受けるか、申請者ご自身で原本証明をした上で提出してください。

（参考）[兵庫県／薬局・医薬品販売業等の手続きにおける資格証書等の原本確認方法](#)

17 雇用（使用）関係証明書の勤務日欄を「シフトによる」と記載しても構いませんか。

A 勤務日、勤務時間欄は、勤務形態により具体的に記入できない場合は、「シフトによる」「週40時間」等の記載でも構いません。

18 会社の代表者と申請者が同じ場合、自分で自分の雇用（使用）関係証明書を出すということですか。

A 会社の代表者が申請する場合であっても、雇用（使用）関係証明書の提出が必要です。会社の代表者が、雇用者に対して雇用を証明するため、同じ方であっても立場が違います。

19 自分が個人で開設している薬局の場合、自分で自分の雇用証明を出すということですか。

A この場合は、雇用（使用）関係証明書の提出は必要ありません。

ただし、申請書（様式第八十六条の二）の備考欄に、店舗名、店舗所在地、許可番号、許可年月日（配置販売業の場合は、配置、許可番号、許可年月日）を記載してください。

【診断書について】

20 診断書を添付する必要はありますか。

A 申請書の欠格条項(6)に該当しない場合は、添付の必要はありません。

21 診断書には有効期限がありますか。

A 診断書は、申請の日から起算して3か月以内のものを添付してください。

22 診断書の様式は、兵庫県の様式ではなく他府県や病院の様式でも構いませんか。

A 内容が同一であれば構いません。

【その他】

23 結婚して姓と本籍が変わりましたが、何か手続きが必要ですか。

A 30日以内に変更届を提出してください。

また、あわせて販売従事登録証の書換えを行ってください。

24 すでに保有している販売従事登録証に旧姓を併記したいのですが、どうすればよいですか。

A 登録証書換え交付申請書を提出ください。

書換え交付申請書の書換え交付申請の理由は「旧姓併記」と記載してください。

「登録販売者の氏名」欄に旧姓をカッコ書きで「〇〇（△△） 〇〇」（△△が旧姓）と記載してください。

また、旧姓を使用していたことがわかる戸籍謄本又は戸籍抄本を添付してください。ただし、現在の戸籍に記載されている事項だけでは確認できない場合は、従前戸籍の謄本又は従前戸籍の抄本を添付してください。

なお、直近の旧姓でない旧姓の使用も可能ですが、併記できる旧姓は1つです。

25 勤務先が変わり、引っ越しもしましたが、何か手続きが必要ですか。

A 必要ありません。届出の必要な変更事項は、「本籍」「氏名」「生年月日」「性別」です。

26 まだ販売従事登録証が手元にない申請中の段階で、勤務先が異動になり、提出した雇用証明書の店舗と異なりますが、どうすれば良いですか。

A 個々のケースで異なりますので、兵庫県薬務課までお問い合わせください。

（TEL：078-362-4084）

27 販売従事登録証を再発行してもらいましたが、古い販売従事登録証を発見したので、新しい販売従事登録証の方を返しても構いませんか。

A 既に販売従事登録証を再発行している場合には、返納届に発見した古い販売従事登録証を添えて5日以内に返納してください。